

# 令和8年度嵐山町会計年度任用職員 募集案内

令和8年度会計年度任用職員を下記のとおり募集します。

会計年度任用職員とは、1会計年度内（4月1日から翌年3月31日まで）を任期として勤務する一般職の非常勤職員です。（※ただし、条件付採用期間あり）

あらかじめ希望する職種や勤務時間等を登録していただき、必要に応じて条件に合う方を登録者の中から選考し、会計年度任用職員として任用するものです。

## 1 募集職種

一般事務	保健師 ※	社会福祉士 ※
看護師 ※	保育士 ※	子ども家庭支援センター支援員
介護保険認定調査員	幼稚園教諭 ※	小中学校用務員
特別支援学級補助員	司書 ※	図書館貸出業務
運転業務	施設管理業務	草刈作業員
外来動物駆除員 ※		

※の職種については資格・免許が必要となります。

## 2 勤務条件等

任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項
勤務場所	役場庁舎、町内各公共施設（各小中学校、幼稚園、図書館など）
勤務日数・時間	週5日以内 原則、8時30分から17時15分のうち指定する時間 ※職種や勤務場所により異なります。
休日	原則、土、日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日） ※職種や勤務場所により異なります。
休暇	年次有給休暇、特別休暇（有給・無給）等 ※任用期間、勤務日数等により異なります。
報酬	「嵐山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」に基づき支給 ※参考：R8年度の一般事務の時給：1,290円～ ※職種や業務内容により異なります。
手当等	・通勤手当（費用弁償）：通勤距離・勤務日数に応じて支給 ・期末・勤勉手当：所定労働時間等の勤務状況により支給 (任期6ヶ月以上で1週間の勤務時間が平均20時間以上の場合)
福利厚生	・健康保険（埼玉県市町村職員共済組合） ・厚生年金保険 ・雇用保険 ・労働者災害補償保険 ※一定の要件を満たす場合に加入します。

### 3 登録手続

#### (1) 受付期間

令和8年4月からの任用を希望する場合：令和8年1月20日（火）まで

※上記以外の登録は、随時受付しています。

※既に嵐山町会計年度任用職員として任用されている方も毎年度登録が必要となります。

#### (2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日、祝日を除く）

#### (3) 提出書類

①嵐山町会計年度任用職員登録申込書（役場総務課窓口にて配布・町ホームページより取得可能）

※必ず写真添付の上、自書してください。

②資格、免許等の写し（資格・免許等が必要な職種のみ）

#### (4) 提出先

嵐山町役場総務課 庶務・人事担当（郵送又は持参）

令和8年4月からの任用を希望する場合：令和8年1月20日（火）必着

### 4 選考方法

- 会計年度任用職員を任用する場合に、登録者の中から書類選考及び必要に応じて面接を実施します。その後、任用する場合は、具体的な勤務時間・勤務条件をご案内します。
- ご登録いただいたも希望する職種や勤務条件に合わない等の理由で、登録期間中に連絡がない場合がありますのでご了承ください。
- 令和8年4月から任用を希望される場合も上記の選考方法と同様です。

### 5 その他

- 登録の有効期間は令和9年3月31日までとなります。登録申込書の返却はいたしませんので、ご了承ください。
- 登録期間中、就職等により任用を希望しなくなった場合は連絡をお願いします。
- 登録申込書の内容は、嵐山町個人情報保護条例に基づき、会計年度任用職員の任用手続き以外の目的で使用することはありません。
- 次のいずれかに該当する方は登録できません。（地方公務員法第16条の欠格条項に該当する場合）

- ①拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②嵐山町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### 【問合せ先】

嵐山町役場総務課 庶務・人事担当

〒355-0211 埼玉県比企郡嵐山町大字杉山1030番地1

電話 0493-62-2151（課直通）